

●香川県告示第252号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成30年9月21日から同年10月5日まで直島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成30年9月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名  
香川郡直島町890番地49 有限会社 達磨水産  
香川郡直島町4782番地7 岡田水産 有限会社  
香川郡直島町3758番地2 有限会社 丸五水産
- 2 加入区の名称  
直島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
直島漁業協同組合